

プロジェクト リース

項目 第 92 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 92 回リース会計専門委員会（2020 年 2 月 21 日開催）の審議で聞かれた主な意見をまとめている。

検討のためのイメージについて**（検討のためのイメージの作成方針について聞かれた意見）**

2. 検討のためのイメージは、現行のリース会計基準及びリース適用指針のうち、主要な項目を対象としているとされているが、他にも主要な項目があるのではないかと。例えば、変動リース料も主要な項目として取り上げたうえで議論した方が良い。
3. 現行の会計基準及び適用指針の文言を可能な限り引き継いだうえで、IFRS 第 16 号の内容を取り込んでいく事務局の考えはよいと思うが、IFRS 第 16 号と似て非なる複雑なものになることを懸念する人がいるかもしれない。会計に知見を持たない人にはわかりづらいかもしれない。
4. 「IFRS 第 16 号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指す」とされている点は、借手について述べたものである旨を明示した方が良い。
5. IFRS 解釈指針委員会で議論されているリース期間の論点のような、グローバルで議論されている論点をどこまで我が国のリース会計基準改正に係る議論に取り込んでいくのか、或いは切り離していくのかを検討する必要がある。

（用語の定義について聞かれた意見）

6. 「契約」と「取引」の関係について、米国における未履行契約の議論等では、「取引」という用語を使用することによって未履行契約を排除できているように考えられるが、そのようなことは意図しているか。
7. 現行の日本基準は、民法の賃貸借の規定とほぼ等しい書きぶりになっていると考えられる。これを大幅に変えてしまうと、我が国の実態が無視される可能性があり、定義について変更するのは良くないと考えられる。

8. 現行のリース会計基準における「リース取引」の定義は、合意された期間（「リース期間」）や合意された使用料（「リース料」）など、当時の米国会計基準と日本の状況を十分に考慮したうえで開発されたものである。
9. 収益認識会計基準における顧客が重要なプットオプションを行使する経済的インセンティブある場合の取り扱いについて整理する必要がある。
10. 定義は、必要十分条件ではなく必要条件でしかないと整理できるのであれば、IFRS 第 16 号の定義をそのまま引き継いで、識別のところで十分条件を付け足すことにより、必要十分性を満たしていけばよいのではないか。

（リースの分類について聞かれた意見）

11. 所有権移転リースは割賦販売として扱った方が良い。利息相当額という表現は、リースにおいては利息部分は推定する必要があるという考えた方から使用されている表現であるが、所有権移転リースを割賦販売として扱うことによって、相当額という表現を削除しても良いのではないか。
12. 割賦とリースは別のものであると考えられる。現行のファイナンス・リース取引についても、実質的に売買取引と見做して会計処理をしているものの、所有権や換金する権利をリース会社が持っていることを踏まえると、割賦販売と同義で捉えることは実際のビジネス感覚にそぐわないものであると考えられる。
13. 所有権移転の概念は我が国の税法にも関係する内容であり、この概念をなくすと大きな問題が生じるため、残すべきであると考えられる。
14. 所有権移転の概念は、リースの定義との整合性及び貸手において収益認識会計基準との境界をどのように考えるかといった点と関連する。この観点からは、最初は所有権移転と移転外をまとめて考えるところからスタートし、所有権移転のものを分けて会計処理する方が良いと判明した後に区分して検討する方がよい。
15. IFRS 第 16 号のリースの定義上は、所有権移転ファイナンス・リースはリースに該当するとは読み取り難いのではないか。所有権移転ファイナンス・リースの経済的実質とは、将来のどこかの時点で所有権を移転することを前提に一定の対価を支払って原資産を全部使用収益させるというものであり、使用权の取引ではないと考えられるからである。
16. IFRS 第 16 号の結論の背景において、「IFRS 第 16 号は、原資産を一定期間にわたり使用する権利を移転する契約に適用され、原資産に対する支配を企業に移転する取引には適用されない」とされている。この考え方に従うと、たとえば購入オプションが付いているケースで、かつ購入オプションの行使可能性が非常に高いものであ

り経済的には実質売買だとしても、それはあくまで支配の移転ではないから、リースであると整理されていると考えられる。

17. 所有権移転リースと所有権移転外リースとで会計処理が変わるのは、償却と取引開始日の計上額だと考えられる。そこで、最初は両者をまとめて考えるところからスタートし、所有権移転のものを分けて会計処理する方が良いと判明した後に区分して検討する方法も選択肢として考えられるのではないか。
18. 割安購入権については、IFRS 第 16 号では合理的に確実な購入オプションという形で、リース期間の判定における考慮要件として整理されている。我が国のリース会計基準の改正で、リース期間の判定において行使が合理的に確実な購入オプションという IFRS 第 16 号の考え方を採り入れる一方で、所有権移転の判定においては行使が確実な割安購入権という考え方を残すことは不整合ではないか。

(リース取引の会計処理について聞かれた意見)

19. 現行の我が国のリース会計基準の書きぶりを可能な限り残すと、IFRS 第 16 号の書きぶりとは異なる結果になることも考えられる。そこで、IFRS 任意適用企業が IFRS 第 16 号の会計処理に準じている限り、当該会計処理は日本基準の会計処理の中に包括的に含まれることが分かるような手当を図る必要があるのではないか。
20. 単一モデルを採用するとなると、これまでオンバランスされていたリースと、単一モデルを採用することによって認識するリースとで、会計情報としての意味は変わってくる。
21. また、所有権移転リースについては、仮に一から基準を作成するのであれば、所有権移転ファイナンス・リースは割賦取引として、リース会計基準の対象外とすることができが、現在のリース会計基準の改正という方法を採用するのであれば、所有権移転リースの概念を残さざるを得ないと思われる。

(リース期間について聞かれた意見)

22. IFRS 第 16 号が適用を迎えてから間もなく、また適用企業数も少ないために、リース期間の決定において混乱が見られる。IFRS 第 16 号の日本基準への導入の検討にあたっては、実際に IFRS 第 16 号を適用している企業の事例を分析していく必要があるのではないか。
23. リース期間について、IFRS 適用企業における実際の事例を確認してガイダンスを示さなければ、検討のためのイメージに記載している規定は機能しないと考えられる。

(その他の論点について聞かれた意見)

24. 仮に同一の資産が貸手と借手の財務諸表に同時に計上されることによって、法人企業統計上ダブルカウントとなってしまうのであれば、重要な問題であると考えられる。貸手の会計処理や、連結財務諸表と単体財務諸表の関係、開示のあり方など、検討が必要になるのではないかと考えられる。
25. リース事業会社として、リース会計基準が変更される度に法人企業統計への対応の仕方を変えてきた経緯がある。現状、貸手はオペレーティング・リースに係る情報のみ、借手はファイナンス・リースに係る情報のみを法人企業統計に計上している。法人企業統計をはじめ単体財務諸表は他の制度で色々な利用がなされているため、単体財務諸表への適用は慎重に考えるべきである。
26. 現状の日本基準では、企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引で、リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のリース取引については、オペレーティング・リース取引の会計処理に準じて、通常の貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができるとされているが、この取扱いを変更する考えがあるのかどうか確認したい。また、仮に重要性の基準値を変更するのであれば、慎重な検討が必要であると考えられる。

(オブザーバーから聞かれた意見)

27. 簡素で利便性の高い会計基準の作成を目指すとする事務局の方針に同意するが、IFRS 適用企業の利便性に議論が寄りすぎているようにも考えられる。日本基準適用企業のニーズをしっかりと踏まえて議論する必要があると考えられる。

以 上